

松江市省エネ・省力化農業機械導入緊急支援事業費補助金募集要綱

(趣旨)

第1条 松江市省エネ・省力化農業機械導入緊急支援事業費補助金交付要綱第4条に定める補助事業者の募集及び選定について、必要な手続を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）

第12条第1項の農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。

(2) 認定新規就農者 法第14条の4第1項の青年等就農計画の認定を受けた者をいう。

(3) 地域計画 法第19条第1項の農業経営基盤の強化の促進に関する計画をいう。

(4) 担い手以外の農業者等 認定農業者及び認定新規就農者以外であって、市が策定する地域計画の「地域内の農業を担う者一覧」に記載された農業者（法人を含む）及び任意組織をいう。

(応募資格)

第3条 市内に営農地を有する認定農業者、認定新規就農者又は担い手以外の農業者等であって、当該年度に省エネルギー・省力化に資する農業機械を導入予定の者とする。

(募集方法)

第4条 補助事業者の募集は、ホームページへの掲載等により行うものとする。

(募集期間)

第5条 補助事業者の募集期間は、ホームページへの掲載等により設定するものとする。

(応募)

第6条 松江市省エネ・省力化農業機械導入緊急支援事業費補助金に応募する者は、松江市省エネ・省力化農業機械導入緊急支援事業費補助金応募用紙（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、募集期間内に市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 見積書の写し（2社以上）

(3) 機器等の規格、型式、製造番号等が分かるカタログ等の資料

(4) 省エネルギー・省力化に資する機器等であることが証明できる資料(カタログ等の資料等)

(5) 直近の確定申告書類等の写し等（栽培品目、経営面積、減価償却資産がわかるもの）

(6) その他、市長が必要と認めるもの

(選考)

第7条 第6条の応募があった場合には、産業経済部農政課において選考し、補助対象者を決定するものとする。

(結果の通知)

第8条 選考の結果については、補助金選考結果通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月13日から施行する。